明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一三二）　一

省　令

○厚生労働省令第百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条	**第一条**
一～十八　（略）	一～十八　（略）
十九　一―アダマンチル＝一―ペンチル―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
二十～五十九　（略）	十九～五十八　（略）
六十　一―（四―エチルフェニル）―Ｎ―（二―メトキシベンジル）プロパン―二―アミン及びその塩類	（新設）
六十一～百八十六　（略）	五十九～百八十四　（略）
百八十七　二―［（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェネチル）アミノ］メチル］フェノール及びその塩類	（新設）
百八十八～二百二十　（略）	百八十五～二百十七　（略）
二百二十一　メチル（一―フェニルプロパン―二―イル）カルバミン酸一・一―ジメチルエチル及びその塩類	（新設）
二百二十二～二百三十五　（略）	二百十八～二百三十一　（略）
二百三十六　一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―二―イル（メチル）カルバミン酸一・一―ジメチルエチル及びその塩類	（新設）
二百三十七～二百七十　（略）	二百三十二～二百六十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。